

令和5年度裾野市こども加算給付金

物価高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい子どもの属する支給対象世帯に対して支給する給付金です。

給付金の支給額

児童1人あたり **5万円**※1 回限り

支給対象世帯

次の①または②で加算給付の対象となる児童のいる世帯

- ① 令和5年度住民税非課税世帯
(令和5年度裾野市低所得世帯支援給付金(追加給付分)【7万円/世帯】の支給対象世帯)
- ② 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯
(令和5年度裾野市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金【10万円/世帯】の支給対象世帯)

※加算給付の対象となる児童が世帯主の世帯は対象外です。

加算給付対象となる児童

令和5年12月1日時点で支給対象世帯と同一世帯の18歳以下の児童
(平成17年4月2日以降に生まれた児童)

※別世帯で扶養している児童、令和5年12月2日以降に生まれた児童も対象です。

提出期限

令和6年6月28日(金)

支給にあたっては、手続きが不要な場合と必要な場合があります。
「支給の手続き」をご確認ください。

! 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

支給の手続き

① 令和5年度住民税非課税世帯

(令和5年度裾野市低所得世帯支援給付金(追加給付分)【7万円/世帯】の支給対象世帯)

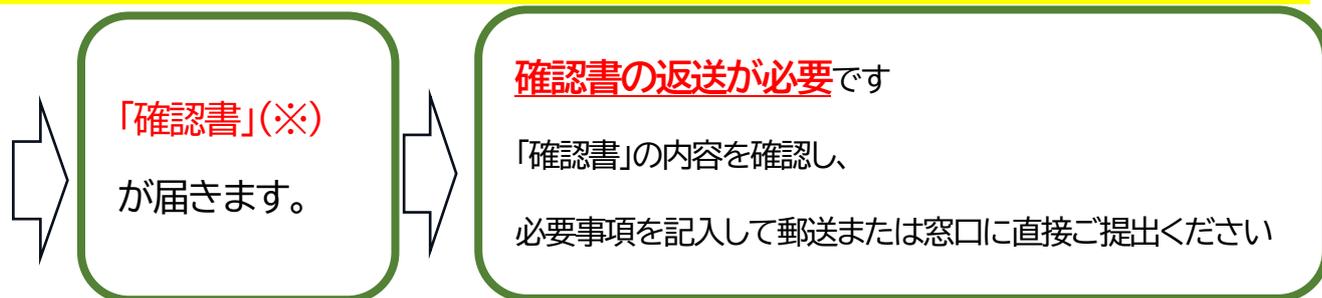


※次の方は4月10日までにお電話ください。(080-4585-9102 または080-4586-4923)

- ア 口座の変更を希望する場合
- イ 支給を辞退する場合
- ウ 給付金の支給対象とならない場合

② 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

(令和5年度裾野市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金【10万円/世帯】の支給対象世帯)



※令和5年度裾野市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金支給要件確認書と一緒に届きます。

申請が必要な世帯

次の世帯は申請が必要です。

(申請書は、市公式ウェブサイトダウンロードできます。)

- ・令和5年度の住民税について未申告の者がいる世帯
- ・令和5年1月2日以降に転入した者がいる世帯
- ・別世帯の加算給付対象となる児童を扶養している世帯
- ・令和5年12月2日以降に生まれた新生児がいる世帯